

外来腫瘍化学療法診療料に関する揭示

当院は、外来患者さんが化学療法（抗がん薬治療）を実施するうえでの、副作用等の緊急時に対応する体制と化学療法の安全性を評価する体制を有しており、「外来腫瘍化学療法診療料」を算定する医療機関です。

【緊急時の電話等での相談等について】

当院では、化学療法の専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、緊急時の電話等での相談等のお問い合わせに24時間対応しています。

病院への連絡方法は、説明同意文書の「連絡先」に記載された連絡先をお願いします（診療科ごとに異なります）。「お名前と化学療法を受けていることや症状」などをお伝えください。医療スタッフが対応します。

【緊急時の受診・入院について】

外来で化学療法を受けておられる患者さんまたは、連携する医療機関で化学療法を実施している患者さんが、急な体調の変化などの緊急時には、当院での受診・入院に対応しています。

外来腫瘍化学療法診療料に係る連携医療機関

○医療法人真木会 真木病院
(〒370-0801 群馬県高崎市筑縄町 71-1、TEL 027-361-8411)

【レジメン審査について】

当院では、化学療法プロトコル審査委員会にて審査、承認され、登録されたレジメン（治療内容）のみを行っています。

本委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師、薬剤師、看護師等で構成され、治療内容の有効性・安全性について評価、承認を行っています（毎月1回定期開催）。